

(別紙2)

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等及び  
同条例施行規則等の解釈について

**1 条例制定の理由（趣旨）**

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次・2次地域主権一括法）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布施行。
- これに伴い、従来、法律や厚生労働省令で全国一律とされてきた介護保険施設等の人員、設備等に関する基準を、都道府県が条例で定めることとなった。

**2 条例で定める基準**

	条例名称	規則名称	従来の基準を定めている省令等	サービス種類
①	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）（以下「居宅サービス条例」という。）	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第23号）（以下「居宅サービス規則」という。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（以下「居宅サービス省令基準」という。）</li> <li>○指定居宅サービスの指定申請資格のうち、法人格の有無に係る基準（介護保険法施行規則第126条の4の2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>居宅療養管理指導</li> <li>通所介護</li> <li>通所リハビリテーション</li> <li>短期入所生活介護</li> <li>短期入所療養介護</li> <li>特定施設入居者生活介護</li> <li>福祉用具貸与</li> <li>特定福祉用具販売</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）（以下「予防サービス省令基準」という。）</li> <li>○指定介護予防サービスの指定申請資格のうち、法人格の有無に係る基準（介護保険法施行規則第131条の10の2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防訪問入浴介護</li> <li>介護予防訪問看護</li> <li>介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>介護予防居宅療養管理指導</li> <li>介護予防通所リハビリテーション</li> <li>介護予防短期入所生活介護</li> <li>介護予防短期入所療養介護</li> <li>介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>介護予防福祉用具貸与</li> <li>介護予防特定福祉用具販売</li> </ul>

②	鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号）（以下「介護保険施設条例」という。）	鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第24号）（以下「介護保険施設規則」という。）	○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（以下「指定介護老人福祉施設省令基準」という。） ○指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（介護保険法第86条第1項）	指定介護老人福祉施設
			○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）（以下「介護老人保健施設省令基準」という。）	介護老人保健施設
			○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）（以下「介護医療院省令基準」という。）	介護医療院
③	鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第78号）（以下「介護療養型医療施設条例」という。）	鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第25号）（以下「介護療養型医療施設規則」という。）	○健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）（以下「指定介護療養型医療施設省令基準」という。）	指定介護療養型医療施設

※ 指定居宅介護支援事業、指定介護予防支援事業、指定地域密着型（介護予防）サービス、介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村が条例を制定する。

### 3 条例制定の基準

従来の省令の規定は、以下の3つの基準に区分された。

区分	条例の定め方	内容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	「職員配置」、「居室等面積」、「人権」に直結する運営基準等（守秘義務等）等
標準とされる基準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。	「利用定員」、「施設規模」
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。	上記以外の設備及び運営に関連するもの。「構造設備」、「非常災害対策」、「運営規定」、「衛生管理」、「緊急時の対応」、「苦情解決」、「管理者の責務」等

### 4 条例及び規則の概要

- 省令で「参酌すべき基準」とされている省令基準の一部について、県独自の基準を定めるとともに、省令に定められていない基準を追加する。
- それ以外は、省令基準の内容をもって、本県の基準とする。

### 5 条例及び規則の解釈について

- 条例及び規則の運用にあたっては、6に定めるもののほか、それぞれ下表の右欄に掲げるところに定める趣旨及び内容の例によるものとし、これを踏まえて各事業者は、適正な事業運営をすること。

	条例名称	規則名称	条例及び規則の解釈として準用する国の解釈通知
①	居宅サービス条例	居宅サービス規則	○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
②	介護保険施設条例	介護保険施設規則	○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
			○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
③	介護療養型医療施設条例	介護療養型医療施設規則	○健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
			○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年3月22日老老発0322第1号厚生労働省老健局老人保健課長通知）

## 6 条例及び規則で定める独自基準等の解釈について

- 一括法により条例委任を受けて『参酌すべき基準』のうち、県独自基準として追加・変更したものの運用上の解釈は以下のとおりとするので、これを踏まえて各事業者は、適正な事業運営をすること。

### (1) 法人格の有無について <条例－居宅・予防のみ>

国基準	<p><b>居宅サービスの例</b>          介護保険法施行規則          (法第70条第3項の厚生労働省令で定める基準)          第126条の4の2 法第70条第3項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。</p>
独自基準	<p><b>居宅サービスの例</b>          居宅サービス条例本則          (指定居宅サービス事業者等の要件)          第3条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)及び第115条の2第2項第1号(法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にある法人を除く。</p>
内容	○ 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者は、法人でなければならないものとした。
趣旨	○ 事業者は、高齢者や介護を必要とする方に対してサービスを提供することから、サービス提供の実効性の確保と責任の明確化を図るもの。 ○ 従来、国の基準において申請者の法人格を指定要件としていたものに準拠した。
留意事項	○ なお、介護保険法施行規則第126条の4の2及び第131条の10の2のとおり、次に掲げるサービスにあっては、法人であることを要しない。 ア 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導 イ 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護

### <対象サービス>

条例・規則	別表	対象サービス	項	号
居宅サービス条例	本則	全サービス	第3条	

(2) 暴力団について < 条例ー共通 >

省令基準	ー
独自基準	<p><b>居宅サービスの例</b>          居宅サービス条例本則          (指定居宅サービス事業者等の要件)          第3条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)及び第115条の2第2項第1号(法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にある法人を除く。</p> <p><b>指定介護老人福祉施設の例</b>          介護保険施設条例別表第1          (サービスの提供の項)          10 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
内容	○ 介護保険サービス事業者が、鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)第2条に定める暴力団でないこととする規定を新設。
趣旨	○ 介護保険サービス事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備するもの。
留意事項	○ 指定を受けようとする者は申請書に、暴力団でない旨の誓約書を添付すること。 ・(参考様式6) 介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書等

< 対象サービス >

条例・規則	別表	対象サービス	項	号
居宅サービス条例	本則	全サービス	第3条	
介護保険施設条例	第1	指定介護老人福祉施設	サービスの提供	10
	第2	介護老人保健施設	サービスの提供	12
	第3	介護医療院	サービスの提供	12
介護療養型医療施設条例	ー	指定介護療養型医療施設	サービスの提供	12

(3) 入所定員について < 条例－指定介護老人福祉施設 >

省令基準	<p><b>指定介護老人福祉施設</b>                  介護保険法                  (指定介護老人福祉施設の指定)                  第86条 第48条第1項第1号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第20条の5 に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。</p>
独自基準	<p><b>指定介護老人福祉施設</b>                  介護保険施設条例別表第1                  (規模の項)                  入所定員が30人以上であること。</p>
内容	○ 指定介護老人福祉施設の入所定員は30人以上とする。
趣旨	○ 介護保険法第86条第1項で定める下限の人数以上とした。
留意事項	－

< 対象サービス >

条例・規則	別表	対象サービス	項	号
介護保険施設条例	第1	指定介護老人福祉施設	規模	－

(4) 居室定員について < 条例－指定介護老人福祉施設 >

<p>省令基準</p>	<p><b>指定介護老人福祉施設</b>                  指定介護老人福祉施設省令基準                  (設備)                  第3条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。                  一 居室                  イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p>			
<p>独自基準</p>	<p><b>指定介護老人福祉施設</b>                  介護保険施設条例別表第1                  (設備の項)                  3 居室は、次のとおりとすること。                  (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>介護保険施設条例附則                  (指定介護老人福祉施設に関する経過措置)                  第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に基本的な設備が完成した指定介護老人福祉施設のうち次の表の左欄に掲げるものに対する別表第1設備の項第3号の規定の適用については、同号中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="497 927 1372 1218"> <tr> <td data-bbox="504 936 1034 1209"> <p>基準日から施行日の前日までの間に基本的な設備が完成したもの及びその間に増築され、又は全面的に改築された部分(施行日以後に増築され、又は全面的に改築される部分を除く。)並びに施行日以後に全面的に改築される部分(知事が特に認めるものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="1040 936 1251 1209"> <p>1人とすること。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる</p> </td> <td data-bbox="1257 936 1366 1209"> <p>4人以下とすること</p> </td> </tr> </table>	<p>基準日から施行日の前日までの間に基本的な設備が完成したもの及びその間に増築され、又は全面的に改築された部分(施行日以後に増築され、又は全面的に改築される部分を除く。)並びに施行日以後に全面的に改築される部分(知事が特に認めるものに限る。)</p>	<p>1人とすること。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる</p>	<p>4人以下とすること</p>
<p>基準日から施行日の前日までの間に基本的な設備が完成したもの及びその間に増築され、又は全面的に改築された部分(施行日以後に増築され、又は全面的に改築される部分を除く。)並びに施行日以後に全面的に改築される部分(知事が特に認めるものに限る。)</p>	<p>1人とすること。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる</p>	<p>4人以下とすること</p>		
<p>内容</p>	<p>○ 指定介護老人福祉施設の居室定員を「1人」とした。</p>			
<p>趣旨</p>	<p>○ 居住環境に配慮し、プライバシーが確保された居室の整備を基本とするため、指定介護老人福祉施設の居室定員は国の基準どおりとした。                  ○ ただし、指定介護老人福祉施設の整備にあたっては、ユニット型個室を推進しているところであるが、平成25年3月31日に存した施設が老朽化等に係る建替等を行う場合には、入所者の継続性を鑑み、知事が特に認めた場合には、多床室を設置することも認める経過措置を設けた。</p>			
<p>留意事項</p>	<p>—</p>			

< 対象サービス >

<p>条例・規則</p>	<p>別表</p>	<p>対象サービス</p>	<p>項</p>	<p>号</p>
<p>介護保険施設条例</p>	<p>第1</p>	<p>指定介護老人福祉施設</p>	<p>設備</p>	<p>3</p>

(5) 虐待について <条例-共通>

省令基準	—
独自基準	<p><b>訪問介護の例</b></p> <p>居宅サービス条例別表1の表 (サービスの提供の項)</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p>
内容	○ 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置、研修の実施等の義務規定を追加
趣旨	○ 高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように、利用者の人権の尊重を図り、虐待の防止を推進するもの。
留意事項	<p>○ 従業者の資質向上のために実施することとされている研修は、高齢者虐待防止法の趣旨及び内容を十分に踏まえ、高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めること。</p> <p>○ 事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。</p>

<対象サービス>

条例・規則	別表	対象サービス	項	号
居宅サービス条例	1の表	訪問介護	サービスの提供	2
	2の表	訪問入浴介護		2
	3の表	訪問看護		2
	4の表	訪問リハビリテーション		2
	5の表	居宅療養管理指導		2
	6の表	通所介護		2
	7の表	通所リハビリテーション		2
	8の表	短期入所生活介護		2
	9の表	短期入所療養介護		2
	10の表	特定施設入居者生活介護		2
	11の表	福祉用具貸与		2
介護保険施設条例	第1	指定介護老人福祉施設	サービスの提供	2
	第2	介護老人保健施設	サービスの提供	2
	第3	介護医療院	サービスの提供	2
介護療養型医療施設条例	—	指定介護療養型医療施設	サービスの提供	2



(6) 非常災害対策について < 条例一通所系・施設系 >

省令基準	<p><b>通所介護の例</b></p> <p>居宅サービス省令基準 (非常災害対策)</p> <p>第103条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>二 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>
独自基準	<p><b>通所介護の例</b></p> <p>居宅サービス条例別表6の表 通所介護 (サービスの提供の項)</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p>
内容	<p>○ 利用者に対する地震、津波等の非常災害に係る情報提供、非常災害時の対応について意識啓発を義務付けるもの。</p>
趣旨	<p>○ 東日本大震災を踏まえ、非常災害対策の充実のため追加したもの。事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。</p>
留意事項	<p>○ 事業者は、当該事業所の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該事業所における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示すること。</p>

< 対象サービス >

条例・規則	別表	対象サービス	項	号
居宅サービス条例	6の表	通所介護	サービスの提供	7
	7の表	通所リハビリテーション		6
	8の表	短期入所生活介護		6
	9の表	短期入所療養介護		6
	10の表	特定施設入居者生活介護		7
介護保険施設条例	第1	指定介護老人福祉施設	サービスの提供	7
	第2	介護老人保健施設		8
	第3	介護医療院	サービスの提供	8
介護療養型医療施設条例	—	指定介護療養型医療施設	サービスの提供	8

(7) 衛生管理について < 施行規則一通所系・施設系 >

<p>省令基準</p>	<p><b>通所介護の例</b></p> <p>居宅サービス省令基準 (衛生管理等)</p> <p>第104条</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p><b>指定介護老人福祉施設の例</b></p> <p>指定介護老人福祉施設省令基準 (衛生管理等)</p> <p>第27条</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>
-------------	--

独自基準	<p><b>通所介護の例</b></p> <p>居宅サービス条例別表 6 の表 (サービスの提供の項)</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>居宅サービス条例施行規則別表第 1 の表の 6 (サービスの提供の項)</p> <p>8 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p><b>指定介護老人福祉施設の例</b></p> <p>介護保険施設条例別表第 1 (サービスの提供の項)</p> <p>4 常に入所者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講ずること。また、感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>介護保険施設条例施行規則別表第 1 (サービスの提供の項)</p> <p>30 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための手引きを整備すること。</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、知事が別に定める感染症、食中毒又は熱中症の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>
内容	○ 利用者の熱中症等を予防するための情報収集や、必要に応じて健康の保持のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
趣旨	○ 夏場の熱中症患者の発生が多い本県において、予防対策を積極的に推進する観点から追加。
留意事項	—

<対象サービス>

条例・規則	別表	対象サービス	項	号
居宅サービス条例	6の表	通所介護	サービス提供の項	3
	7の表	通所リハビリテーション		3
	8の表	短期入所生活介護		3
	9の表	短期入所療養介護		3
	10の表	特定施設入居者生活介護		4
居宅サービス規則	第1の6の表	通所介護	サービス提供の項	87
	第1の7の表	通所リハビリテーション		7
	第1の8の表	短期入所生活介護		12
	第1の9の表	短期入所療養介護		11
	第1の10の表	特定施設入居者生活介護		13
	第3の3	基準該当通所介護	(2)	6の表準用
	第3の4	基準該当短期入所生活介護	(2)	8の表準用
介護保険施設条例	第1	指定介護老人福祉施設	サービス提供の項	4
	第2	介護老人保健施設		10
	第3	介護医療院	サービスの提供	10
介護保険施設規則	第1	指定介護老人福祉施設	サービス提供の項	30
	第2	介護老人保健施設		28
	第3	介護医療院	サービスの提供	28
介護療養型医療施設条例	—	指定介護療養型医療施設	サービスの提供の項	11
介護療養型医療施設規則	—	指定介護療養型医療施設	サービスの提供の項	26

(8) 自己点検及び第三者評価について < 条例ー共通 >

<p>省令基準</p>	<p><b>訪問介護の例</b>          居宅サービス省令基準          (指定訪問介護の基本取扱方針)          第22条          2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>独自基準</p>	<p><b>居宅サービスの例</b>          居宅サービス条例本則          (指定居宅サービスの事業の一般原則)          第4条          5 指定居宅サービス事業者は、提供するサービスについての評価の結果、法第75条の2第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。</p> <p><b>訪問介護の例</b>          居宅サービス条例別表1の表          (サービスの提供の項)          7 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者に対するサービスの質について自己点検を行い、その結果を利用者等に情報提供することを義務付け、常にその改善を図るものとする。</li> <li>○ また、自己点検の実施のほか、定期的に第三者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。</li> </ul>
<p>趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各事業者において、常に向上心を持ってサービスの質の改善に取り組むよう、自己評価の実施に加え、利用者等への情報提供を義務付け。</li> <li>○ また、さらなる質の改善を促すため、第三者評価の実施の努力規定を追加し、自己評価では見えない視点からのサービスの質の向上を期待するもの。</li> </ul>
<p>留意事項</p>	<p>&lt; 自己評価について &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うこと。</li> <li>○ 介護サービス情報の公表を行う事業者にあつては、運営情報の報告を行うことをもって、自己評価にかえることができる。</li> <li>○ 自己評価結果は、事業所内の見やすい場所に掲示又は閲覧に供すること、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に添付すること又はインターネットを活用する方法等により、利用者等への周知を行うこと。</li> <li>○ 情報提供結果は、利用者のみならず、その家族、地域住民等に対し情報提供を行い、様々視点からの意見を徴収し、これらの結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行うこと。</li> </ul> <p>&lt; 第三者評価について &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第三者評価とは、事業者の提供する福祉サービスの内容を、当事者以外の中立的な第三者が評価する「鳥取県社会福祉・保健サービス評価制度」に基づく、福祉サービス第三者評価及び地域密着型サービス外部評価として実施されたものであること。</li> </ul> <p>(参考) とりネット「社会福祉・保健サービス評価事業」  <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/265882.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/265882.htm</a></p>

<対象サービス>

条例・規則	別表	対象サービス	項	号
居宅サービス条例	1の表	訪問介護	サービスの提供	7
	2の表	訪問入浴介護		7
	3の表	訪問看護		7
	4の表	訪問リハビリテーション		7
	5の表	居宅療養管理指導		7
	6の表	通所介護		9
	7の表	通所リハビリテーション		8
	8の表	短期入所生活介護		9
	9の表	短期入所療養介護		9
	10の表	特定施設入居者生活介護		9
	11の表	福祉用具貸与		7
	12の表	特定福祉用具販売		7
介護保険施設条例	第1	指定介護老人福祉施設	サービスの提供の項	9
	第2	介護老人保健施設		11
	第3	介護医療院	サービスの提供	11
介護療養型医療施設条例	—	指定介護療養型医療施設	サービスの提供の項	10

(9) 記録の整備について <施行規則-共通>

省令基準	<p><b>訪問介護の例</b></p> <p>居宅サービス省令基準 (記録の整備)</p> <p>第39条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>
独自基準	<p><b>訪問介護の例</b></p> <p>居宅サービス条例施行規則別表第1の1の表 記録の作成及び保存の項</p> <p>2 条例別表の1の表記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間 (2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間 (3) (1) 及び(2) に掲げる書類以外の記録 5年間</p>
内容	<p>○ 適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度を適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その保存期間を定めるもの。</p>
趣旨	<p>○ 不正請求等の事案が発生した際の調査を円滑に実施するため。</p>
留意事項	<p>○ 「決算書類」とは、社会福祉法人が運営する施設(事業所)にあつては、資金収支計算書(内訳表を含む)、事業活動収支計算書(内訳表を含む)、貸借対照表及び財産目録をいう。</p> <p>○ 社会福祉法人以外の法人が運営する施設又は事業所にあつては、当該法人を所管する法令の規定に定める計算書類(損益計算書、貸借対照表)及び財産目録をいう。</p> <p>○ なお、これらの書類が各施設又は事業所にない場合は、法人の本部に所有、保存されていなければよいものとする。</p> <p>○ 他の法令等により、県の条例施行規則以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。</p> <p>○ 事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、5年間保存する等、適正な運用を図るものとする。</p> <p>○ 文書の保存年限にかかる運営規程の変更については、変更届出を行う必要はないものとする。</p>

<対象サービス>

条例・規則	別表	対象サービス	項	号
居宅サービス規則	第1の1の表	訪問介護	記録の作成及び保存	2
	第1の2の表	訪問入浴介護		2
	第1の3の表	訪問看護		2
	第1の4の表	訪問リハビリテーション		2
	第1の5の表	居宅療養管理指導		2
	第1の6の表	通所介護		2

	第 1 の 7 の表	通所リハビリテーション		2
	第 1 の 8 の表	短期入所生活介護		2
	第 1 の 9 の表	短期入所療養介護		2
	第 1 の 1 0 の表	特定施設入居者生活介護		2
	第 1 の 1 1 の表	福祉用具貸与		2
	第 1 の 1 2 の表	特定福祉用具販売		2
	第 3 の 1	基準該当訪問介護	(2)	第 1 の 1 の 表準用
	第 3 の 2	基準該当訪問入浴介護	(2)	第 1 の 2 の 表準用
	第 3 の 3	基準該当通所介護	(2)	第 1 の 6 の 表準用
	第 3 の 4	基準該当短期入所生活介護	(2)	第 1 の 8 の 表準用
	第 3 の 5	基準該当福祉用具貸与	(2)	第 1 の 1 1 の表準用
介護保険施設規則	第 1	指定介護老人福祉施設	記録の作成 及び保存	2
	第 2	介護老人保健施設	記録の作成 及び保存	2
	第 3	介護医療院	記録の作成 及び保存	2
介護療養型医療施設規則	—	指定介護療養型医療施設	記録の作成 及び保存	2



(10) 食事について <施行規則－施設系>

省令基準	<p><b>指定介護老人福祉施設の例</b>          指定介護老人福祉施設省令基準          (食事)          第14条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。          2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>
独自基準	<p><b>指定介護老人福祉施設の例</b>          介護保険施設規則別表第1          (サービスの提供の項)          13 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、できる限り離床して食堂で食事を摂ることを支援すること。また、その材料には、県内で生産された農林水産物及び加工物並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。</p>
内容	○ 食事の提供の際に、県産品利用に努めるものとする努力規定を追加。
趣旨	○ 県産品利用とは、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）第8条に定めるとおり、県産品利用を促進するもの。
留意事項	○ 県産品利用とは、県内において生産された農林水産物、加工品等及び県外において生産された当該農林水産物を主たる原材料とする加工品を県内外で消費することをいう（鳥取県産業振興条例第2条第4項）。

<対象サービス>

条例・規則	別表	対象サービス	項	号
居宅サービス規則	第1の8の表	短期入所生活介護	サービスの提供の項	4
	第1の9の表	短期入所療養介護		4
介護保険施設規則	第1	指定介護老人福祉施設	サービスの提供	13
	第2	介護老人保健施設		16
	第3	介護医療院	サービスの提供	16
介護療養型医療施設規則	—	指定介護療養型医療施設	サービスの提供	14

(11) 監査等への対応について <条例-共通>

省令基準	<p><b>訪問介護の例</b>          居宅サービス省令基準          (苦情処理)          第36条          3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
独自基準	<p><b>訪問介護の例</b>          居宅サービス条例別表1の表          (事故等への対応)          5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p><b>介護療養型医療施設の例</b>          介護療養型医療施設条例別表          (事故等への対応の項)          5 旧法第23条、第24条第1項若しくは第112条第1項又は医療法第25条第1項若しくは第2項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>
内容	○ 指導・監査時の県への協力義務を追加。
趣旨	○ 昨今の社会福祉施設をめぐる不祥事等を鑑み、再発防止を図るもの。
留意事項	—

<対象サービス>

条例・規則	別表	対象サービス	項	号
居宅サービス条例	1の表～ 12の表	全サービス	事故等への 対応	5
介護保険施設条例	第1	指定介護老人福祉施設	事故等への 対応	6
	第2	介護老人保健施設		5
	第3	介護医療院	事故等への 対応	5
介護療養型医療施設条例	—	指定介護療養型医療施設	事故等への 対応	5

## **7 南部箕蚊屋広域連合について**

○南部町、伯耆町、日吉津村内に所在する指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業者の指定等の権限は、南部箕蚊屋広域連合に移譲しているところですが、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の基準等を定める事務については、同連合には移行しておりません。よって、同連合管内に所在する事業者についても、県の条例及び規則で定める基準等が適用されることとなります。（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）による。）

## **8 施行日**

平成27年7月3日

平成28年4月1日 一部改正

令和3年10月8日 一部改正